

「島根県公共土木施設長寿命化計画（案）」に対する意見及び県の考え方

番号	項目	意見の要旨	意見に対する考え方
1	対象施設 (P3)	法面は、緊急輸送道路だけでなく全ての県管理道路を対象とすべきである。	県全体で道路法面が相当数あるため、先ず緊急輸送道路を優先して対策を行っていきます。 残る緊急輸送道路以外の道路については、緊急輸送道路の対策が概ね完了した後に、対策を行っていく考えです。 なお、全ての道路法面については、日常の道路パトロールによる点検を行い、異常が見つければ速やかに対応を行います。
2	対象施設 (P3)	長寿命化対象とする法面施設は、アンカー工等の斜面全体を面的に抑止し安定させるものを対象とすべきであって、侵食防止の法枠工等は日常管理の範疇として対象外とすべきである。	法面を保護する役目の法枠工等も経年的に部材が劣化し、機能低下していくことから定期点検を行い、健全度を把握していく必要があると考え、対象とします。
3	対象施設 (P3)	多くの人命や財産を守る堤防施設も対象とすべきである。	対象施設は経年劣化が健全度に大きく影響する施設としています。 堤防施設等については、災害等の外力に大きく左右されることから、日常点検によるパトロールにより、異常の発見に努めてまいります。
4	取組の考え方「維持管理システムの構築」 (P13)	維持管理システムで取り扱う膨大なデータ量の管理・運用がスムーズにできるのか疑問である。 他県では施設を限定して運用されていると思われる。	このシステムは、維持管理に必要な資料の整備（データベース化）とその検索機能の構築です。データ量に関してシステムの管理・運用に支障のないよう検討し、整備を進めていきます。 また、このシステム開発の特徴は、公共土木施設の一元管理にあります。システムの運用により施設情報を一元管理することで、業務の効率化が図られると考えています。

5	今後 10 年間の対策方針「公共土木施設の総点検結果に基づく早期措置」(P14)	緊急措置段階(Ⅳ)と判定された箇所について、対策を行うまでにどのような措置を行うのか記載すべきである。	緊急措置段階(Ⅳ)の施設については、本対策を実施するまでの間、当面の使用に支障が無いよう応急措置あるいは使用停止の措置を講じます。また、日常点検によって異常がないか監視を行います。このことについては表6の注意書きに明記します。
6	今後 10 年間の対策方針「公共土木施設の総点検結果に基づく早期措置」(P14)	健全度の低い施設箇所名を公表し、住民に対し危険周知をすべきである。	箇所名の公表は原則、島根県土木部技術管理課のホームページにて行います。
7	今後 10 年間の対策方針「公共土木施設の総点検結果に基づく早期措置」(P14)	今後の定期点検結果を基に、箇所数は随時見直しを図っていくのか。	毎年、点検・修繕結果を反映させて、更新していきます。
8	今後 10 年間の対策方針「対策費用について」(P15)	従来の維持管理と計画に基づき実施した場合のコスト縮減額について明示すべきである。	公共土木施設は、個々の特性(自然環境、利用状況、構造、材料等)が異なるため将来的な劣化の予測は困難な状況にあります。よって、ある程度精度の高い将来的な修繕費の推計は困難でありますので、定期点検を行い、その結果を踏まえ毎年、修繕箇所、工法等を精査することにより、必要な維持管理費を積み上げていきたいと考えています。
9	維持管理の充実に向けて(P16)	維持管理の充実に向けての項目に「(5) 専門家団体の活用と支援」を追加することを提案する。	ご指摘の専門家の活用と支援については、「8. 維持管理の充実に向けて」の項目にすべて該当することから、本文 P16 4 行目「こうしたことから、」の後に「専門家の技術支援を受けながら」の一文を挿入し、取り組みの考え方を明確にします。

10	その他の意見	使用頻度の少ない公共施設は廃止すべきである。	公共土木施設においては、更新が必要となった場合には集約化、除却を含めて検討します。
11	その他の意見	県財政が厳しくなる一方、維持管理や建て替え費用が課題である。	県では、本計画に基づいて点検・診断・措置・記録といった維持管理のメンテナンスサイクルを構築していきます。これにより維持管理が必要な対策箇所・内容を精査し、適切な工法を選択して維持修繕に係るコスト縮減と予算の平準化を図ってまいります。
12	その他の意見	桜並木の造成要望	本計画の対象外です。
13	その他の意見	松江市総合体育館の解体撤去工事の延期要望	本計画の対象外です。 管理者である松江市へ伝えます。